

ひとにやさしい

まちづくり ニュース Vol.10 (H27.3)

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会 発行

建物におけるバリアフリー整備は、車いす利用者や視覚・聴覚障害のある方、高齢者等の身体的・物理的に障壁（バリア）を受ける方への対応が中心ですが、その対応の中には知的・発達・精神障害のある方（以下、「知的障害のある方等」といいます。）へも有効なものがあります。



1 知的障害のある方等へ有効な設計のポイント

【敷地内通路】

知的障害のある方等の中には、車がすぐ近くを走ることによって敏感な方や、興味を引くものに反応して急に飛び出す方もいます。そのため、車路と歩道は原則分離させましょう。

分離方法としては、植樹帯等を設けることが望ましいです。

また、やむを得ず歩道と車道が交差する場合には、十分に見通しのよいものとし、危険を回避させましょう。

♥ 小さな子供が飛び出して車と接触しないためにも有効です。

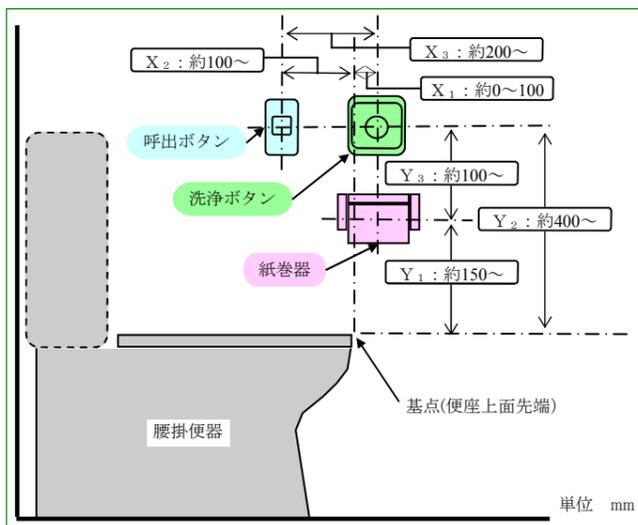
【便所】

紙巻器、洗浄ボタン、呼出ボタンを設置する位置はJIS S0026に規格化されています。

知的障害のある方等の中には、臨機応変な対応が苦手な方もいます。そのため、右図のようなJIS規格に沿った位置に設置しましょう。

（JIS S0026の詳細内容については、各自ご確認ください）

♥ JIS S0026は、視覚障害のある方をはじめ、さまざまな身体的障害をもった人が一番操作しやすい位置として定められました。



【廊下等】構造

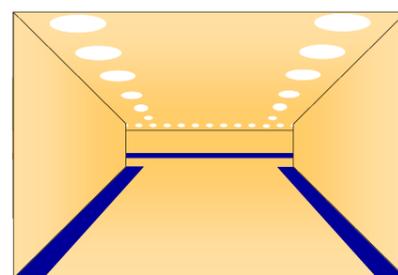
曲がり角の多い廊下、突出物の多い壁等の複雑な空間構成は知的障害のある方等だけでなく、多くの施設利用者の混乱を招きます。

そのため、曲がり角をできるだけ少なくし、ゆとりのある廊下幅員とし、突出物のない壁にする設計としましょう。

また、建物内の照度が低いと知的障害のある方等が不安を覚えることもありますので、十分な明るさを確保しましょう。

♥ 簡潔的な動線は視覚障害のある方にも有効です。

♥ ゆとりある幅員の確保は車いす利用者の円滑な通行にも有効です。



《廊下の設計例》

- ・ゆとりある幅員
- ・突出物のない壁
- ・照明及び壁に沿って床材を着色することで、直感的に進行方向を認識可能

【廊下等】設備

知的障害のある方等の中には疲れやすく長時間歩くことが困難な方もおられます。そのため、歩行の負担を軽減できるよう廊下や敷地内通路等に休憩のためのベンチを設置しましょう。ただし、通行の妨げにならないようにベンチを設置する際には配慮が必要です。

デパートなどでは、廊下等の途中だけでなく、便所の出入口付近にもよくベンチが設置されています。

♥ 高齢者の歩行による負担の軽減にも有効です。

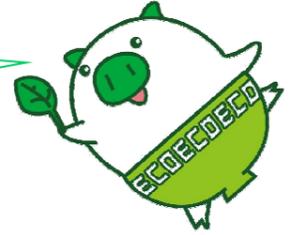
裏面につづきます



問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（事務局 福岡県建築都市部建築指導課）
TEL：092-643-3720 FAX：092-643-3754
HP：http://www.pref.fukuoka.lg.jp/d11/hitoyasa.html

2 障害者差別解消法が制定されました



障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が平成28年4月1日より施行されます。

目的

この法律では、障害のある方への差別をなくすことで、障害のある方もない方も共に生きる社会を作ることを目指しています。

内容

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

「不当な差別的取扱い」とは、例えば、障害を理由としてサービスの提供や入店を拒否することです。（ただし、他に方法がない場合などは該当しないこともあります。）

「合理的配慮の不提供」とは、例えば聴覚障害のある方に筆談をしないことや視覚障害のある方に書類を読み上げない等です。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮の提供
国の行政機関・地方公共団体等	不当な差別的取扱いが禁止されます。	障害者に対し、合理的配慮を行わなければなりません。（法的義務）
民間事業者（個人事業者、非営利事業者も含む）	不当な差別的取扱いが禁止されます。	障害者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければなりません。（努力義務）

問い合わせ先

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 障害者施策担当
 TEL：03-5253-2111 FAX：03-3581-0902
 H P：http://www8.cao.go.jp/shougai/index.html

平成20年から発行している本紙も今回で10回目となりました。これまで発行したまちづくりニュースについては、下記URLにPDFを掲載しておりますので是非ご覧ください。

まちづくりニュース掲載場所：
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hitoyasa.html>

【標示】設置箇所

建物内で今自分がどこにいるのか、目的地にたどり着くにはどちらへ行けばよいのかといった状況の推測が困難となることがあります。たとえ、建物全体を表示した地図を建物の出入付近や受付等に設置したとしても知的障害のある方等の中には長く物事を覚えていることができない方もおられるため、建物内で迷ってしまう可能性があります。

そのため、曲がり角ごとに誘導用のサインを設置しましょう。状況推測が困難な知的障害のある方等にとって、分岐点におけるサインの設置は、現在地の把握や目的地への情報等を得るために非常に有効です。

♥ 誘導用のサインを設けることは、すべての施設利用者にとって有効です。

【標示】デザイン

知的障害のある方等の中には、漢字が読めない方もおられます。そのため、誘導用のサインは漢字表記以外にもひらがなも併記しましょう。

また、サインの中の情報量が多いと整理ができないという方もおられるため、一見して意味が伝わるようピクトサインを活用しましょう。ピクトサインについては統一的なものとするため、JIS規格標準化したものを用いることが望ましいです。

♥ ひらがな及び英語表記、ピクトサインは、標示内容の読み取りを容易にし、目的地までのスムーズな誘導が可能となります。

